

新年のあいさつ



副会長 内田 久昭

新年あけましておめでとうございます。

去年は、皆さまもコロナ禍の収束を願いつつ、健康維持と経済活動のバランスをとりながら過ごされたと思います。このような中、シルバー人材センターの活動は、昨年策定された第3次基本計画の下、事業計画書に従い、工夫しながら運営をして参りました。

一方、現役世代の働き方改革、65歳までの雇用確保、70歳までの就業確保が求められている中、女性会員を中心に会員拡大が必要とされてきました。

それに加え、10月からスタートするインボイス制度の対応、就業契約の見直し、地域最低賃金の確保をしつつ、就業開拓と就労の質の向上を図らなければなりません。

それ故、2023年はセンターの在り方を問い、地域社会からのニーズに敏感に応じながら、種々の課題に取り組むつもりです。そのために、会員・職員と協力し、多様な経験を生かしていくことを願っています。

皆様にとって良き一年となりますように、お祈り申し上げます。

理事会報告

令和4年度第9回理事会を令和4年12月16日(金)午後1時30分から、東初富公民館にて開催。以下の件について承認及び協議をしました。

I. 決議・承認事項

- 1) 公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター職群班組織設置要領(案)の制定について
- 2) 会員の入会(案)について
- 3) 役員選考委員会発足について

II. 協議事項

- 1) 政策法務課の立入検査実施について(令和5年1月19日)
- 2) 事務局体制について
- 3) 職員の一時金の支給について
- 4) 「襖・障子・網戸張り」技能講習会の実施予定について
- 5) その他(除草班ランクアップについて)

III. 報告事項

- 1) 長期就業者面談結果について
- 2) 11月の実績報告について
- 3) 11月の新規就業者と退会者について
- 4) 各部会の事業報告について
- 5) 代表理事・業務執行理事、職務の執行状況報告書提出について
- 6) その他

役員候補者募集!

来期の役員候補者を募っています。

詳しくはお近くの理事まで。

(役員選考委員会より)

女性会員の集い



12月23日(金)、9名の女性会員が南初富コミュニティセンターに集まり、楽しく、お菓子(ビスコッティ)を作りました。次回の女性部会は1月19日(木)1時半～3時半社会福祉センターで、「おひなさま」の折紙を予定。2月は「むしパン」作りを予定。ご連絡は事務局まで。

◆自転車の交通安全◆ 安全・適正就業部会



- ・「それほど酔っていない」、「すぐそこだから」という甘えが悲劇を招きます。飲酒した翌日もアルコールの影響は残ります。飲酒量や飲酒する時間にも十分配慮しましょう。
- ・酒に酔った状態で運転した場合は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金です。
- ・自転車による損害賠償保険に加入しているか確認しましょう。加入義務がありますので、自転車に乗られる方は加入手続きをお願いします。
- ・自転車のヘルメット着用が4月から大人についても努力義務化されます。ヘルメットの有無で、頭部への影響や損害賠償額で差が生じます。
- ・「信号無視」「一時不停止」「右側通行」「徐行せず歩道を通行」の4項目で取り締まりが強化されます。

◆「安全就業標語」を募集しています。詳しくは別紙をご覧ください。

◆デジタル推進委員募集について報告

昨年の鎌シル便12月号で募集致しました「デジタル推進委員」の募集について4名の応募がありました。ご応募ありがとうございました。一括してデジタル庁に登録申請致します。今後は応募された方々のご意見も頂きながら、シルバー人材センターにとって役立てる計画を考えています。(担当理事 内田久昭)

◆襖・障子・網戸技能講習会 2月15日(水)、16日(木)。詳しくは広報「かまがや」1月15日号で。

今年10月から導入されるインボイス制度について理解を深めるため、Q&Aを連載しています。

インボイス制度についての豆知識(2):インボイス(適格請求書)の発行について

Q1: インボイス(適格請求書)を発行できないと何が困る?

A1: インボイスが無いと、発注者である企業などの費用負担が増えることから、インボイスを発行できる業者以外からの購入を控えることが予想され、仕事の件数が減少することになります。それは発注者が仕入れに伴う消費税控除が出来なくなるからです。

Q2: 「適格請求書発行業者」になるにはどうすればよいの?

A2: 税務署長の登録を受ける必要があります。このため当シルバー人材センターでは、昨年松戸税務署長に登録申請を致しました。

Q3: 当センターが「適格請求書発行業者」になったらどうなるの?

A3: インボイスを発行できるようになるので、今まで通り発注者からの発注を受けることが出来ると思います。しかし、同時に課税業者になるので、会員に支払った配分金に含まれる消費税を納税する必要があります。 ➡ 次回は「配分金」に含まれる消費税について